

# 全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会

## 令和8年度事業計画

全国の市区町村社協では、住民の困りごとや生きづらさなどの地域生活課題の把握、相談支援や生活支援、住民の主体的な活動を基盤とした地域づくり、災害ボランティアセンターの運営をはじめとする災害福祉支援体制づくり等、誰もが社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる「ともに生きる豊かな地域社会」を目指しさまざまな取り組みを展開している。

さらに、近年、福祉分野を超えてさまざまな課題が広がっており、社協への期待が高まるなか、住民や幅広い地域の関係者との連携・協働を推進し、協議体としての機能を発揮していくことが求められている。また、物価高騰や介護報酬改定、人材確保の課題等社協を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、経営基盤強化を図り、地域福祉を推進する社協の総合力を向上させることが求められている。

そのようななか、国では、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援にかかる新たな事業や過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組の創設に向けた社会福祉法改正が進められている。また、介護保険制度においても、地域の人口減少・サービス需要の変化を踏まえたサービス提供体制・支援体制をめざす方向性が打ち出された。社協は、地域福祉の推進主体として、改めて自らの使命、役割や強みを再確認し、実践を振り返るとともに、社会の変化や、地域の実情に即した課題解決に向けた具体的な活動・事業を進めていくことが重要である。

以上のような認識のもと、全社協・地域福祉推進委員会では、都道府県・指定都市社協と一体となり、市区町村社協の組織、経営基盤の強化とともに、活動・事業の活性化に向けた各種支援事業を展開することとしたい。

### 《重点項目》

- ① 社協の総合力向上に向けた経営基盤強化
- ② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化
- ③ 地域における総合的な権利擁護支援の推進

## I. 社協の総合力向上に向けた経営基盤強化

### 1. 基本要項 2025 の普及、理解促進に向けた取り組み

- 基本要項 2025 を指針として各社協が自らの取り組みを振り返り、地域に応じた具体的な活動・事業につなげるとともに、社協職員としての意識醸成に資するよう、基本要項 2025 の内容をもとにした研修ツールを検討するなど、普及・理解促進を図る。

## 2. 市区町村社協の事業・組織基盤の強化と総合力の向上、社協職員の人材確保・育成・定着支援

### (1) 社協の経営基盤強化のためのマネジメント力向上に向けた取り組みの推進

- 「市区町村社協の経営強化検討委員会」において、経営改善や人材確保・育成・定着支援、社協の活動・事業による成果の可視化、行政とのパートナーシップの構築、財源確保等について検討する。
- 社協経営の基本的な考え方やマネジメントに必要な知識・技術を有する人材を育成するため、事務局長等を対象に、社協経営やマネジメントに関する研修プログラムを開発し、試行的に研修会を実施する。

### (2) 「中期経営計画策定の手引き」、「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」の見直し

- 「市区町村社協経営指針（第3版）」に基づき「中期経営計画策定の手引き」「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」の見直しを行う。

## 3. 社協ネットワークを生かした広域的な事業連携・協働の促進

### (1) 社協ネットワークを生かした連携・協働の推進

#### ①「都道府県・指定都市社会福祉協議会部・課・所長会議」の開催

- 「都道府県・指定都市社会福祉協議会部・課・所長会議」を開催し、地域福祉、生活困窮者支援、ボランティアセンター、生活福祉資金担当者が合同で、令和8年度の重点事業の推進方策について協議し情報交換を行うなど連携を推進する。
- 都道府県社協による市町村社協支援機能の強化に向け、都道府県社協の地域福祉担当部・課を対象としたオンラインサロンを開催し、好事例の共有や情報交換を行う

#### ②「社会福祉協議会活動全国会議」の開催

- 「社会福祉協議会活動全国会議」において、全国の社協の役職員が一堂に会し、基本要項 2025 を踏まえたこれからの社協の役割や、社会福祉法改正等に向けた当面の取り組み課題について協議・共有する。

＜社会福祉協議会活動全国会議＞

期 日：令和8年9月8日～9日

会 場：全社協・灘尾ホールほか

#### ③社協間連携のオンラインサロンの開催

- 市区町村社協、都道府県・指定都市社協の連携・協働の強化に向けて、オンラインによる情報交換会を開催する。

## 4. 戦略的な介護サービス経営の検討・推進

### (1) 社協が実施する介護サービス事業の経営改善に向けた取り組み

- 中山間・人口減少地域、離島等でのサービス提供体制のあり方について検討し、次期介護保険制度改正、介護報酬改定に向けた対応を図る。
- 令和7年度策定予定の「介護サービス事業推進方策」の普及を図るほか、オンラインサロンやノーマ社協情報を通じて好事例を情報提供する。

### (2) 民間介護事業推進委員会への参画

- 民間介護事業推進委員会(\*)に参画し、構成団体と意見交換するとともに、社会保障審議会介護保険部会、介護給付費分科会等へ構成員を通じて必要な意見反映を図る。  
\*民間介護推進事業委員会…民間介護事業の関係中央団体が介護保険制度下での事業運営の効率化及び質の向上を図るための方策等について意見を集約するなどの活動を行う委員会。

(事務局：一般社団法人シルバーサービス振興会)

## II. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化

### 1. 包括的な支援体制の整備、社会福祉法改正への対応

#### (1) 包括的な支援体制の整備

- 社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の見直しや過疎地域における新たな仕組みを踏まえた対応を図る。また、重層的支援体制整備事業の実施状況や成果、社協の立場から見た課題等を整理し、必要に応じて提言・要望を行う。
- とくに社協の強みである「地域づくり」については、地方創生・まちづくり、商工・農林水産、多文化共生といった福祉以外の分野の主体とも連携しながら、地域社会の持続的な発展に取り組んでいる事例やその成果について情報収集し発信する。

### 2. 生活困窮者支援の推進

#### (1) コロナ特例貸付の借受人を含む生活困窮者支援

- 適切な債権管理と借受人への丁寧な支援、自立相談支援機関との連携などを通し、コロナ特例貸付借受人を含む生活困窮者の自立支援、生活再建に向けた支援等のさらなる推進を図る。
- また、ノーマ社協情報や社協職員オンラインサロン、全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会等を通じて実践事例を発信することで各社協における取り組みを促進する。

#### (2) 子ども・子育て世帯の支援強化に向けた学校等との連携

- 生活困窮の状態にある子ども・子育て世帯への支援強化に向けて、令和7年度にとりまとめた学校等と社協の連携のポイント及び先進事例の普及を図る。

#### (3) 孤独・孤立対策の推進

- 孤独・孤立対策推進法を踏まえ、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会づくりに向けて、住民による福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。とくに、孤独・孤立対策強化月間（5月）において、昨年度に引き続き全国キャンペーン（全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国老人クラブ連合会との共同）を実施し、全国の社協等の取り組みを広く社会に発信する。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームで作成した「つながりサポーター」養成のテキスト等を活用した講座の開催を全国で推進する。

### 3. 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の強化

#### （1）地域共生社会の実現に向けた社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の更なる推進

- 全国経営協と策定した「ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた共同宣言～社協と社会福祉法人のさらなる連携・協働～」及び「市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策」に基づき、市区町村圏域における社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働を推進する。
- 地域における公益的な取組の推進のほか、介護サービス等をはじめとする地域のセーフティネット維持や災害支援に向けた連携・協働の実践事例を収集するとともに連携のあり方を検討する。
- あわせて、ノーマ社協情報等により、社協と社会福祉法人・福祉施設との連携・協働の取り組み事例の発信等を通じて、経営協と地域福祉推進委員会の共同宣言の具体化を図る。

## Ⅲ. 地域における総合的な権利擁護支援の推進

### 1. 地域における総合的な権利擁護支援体制の構築

#### （1）「新たな事業」創設、成年後見制度の見直しへの対応

##### ①「新たな事業」の制度設計への対応

- 現行の日常生活自立支援事業の成果や課題、身寄りのない高齢者等への支援事業を先行して実施している社協の取り組み等を踏まえて、新たな第二種社会福祉事業の制度設計に対して意見反映を図るとともに、運営適正化委員会に関わることも含めて必要な要望を行う。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、社協が取り組む意義、住民の地域福祉活動や地域の関係者との連携・協働等、基本的な考え方を整理する。また、国が検討する新たな事業のガイドライン等を踏まえて、社協における運用や実施体制等について検討を進める。

##### ②成年後見制度の見直しへの対応

- 令和7年度に実施した「成年後見にかかる取組状況調査」の結果を踏まえ、法人

後見の受任や市民後見人の育成・活躍支援、中核機関の運営等に関し、成年後見制度利用促進専門家会議への意見反映を図る。

- 成年後見制度の見直し内容や社会福祉法改正（中核機関の法制化）の動向を踏まえ、中核機関の機能拡充や法人後見事業、市民後見人の育成・活躍支援等の今後のあり方を見据えて好事例を収集しノーマ社協情報等を通じて発信する。

## （２）日常生活自立支援事業月次調査等の実施

### ①日常生活自立支援事業実施状況調査

- 日常生活自立支援事業の実施主体である都道府県・指定都市社協からの報告を受けて、新規契約件数や相談件数、実施体制等について状況を把握する。

### ②日常生活自立支援事業利用状況調査

- 令和８年７月時点の新規利用者・契約終了者および専門員の資格保有率や勤続年数等に関する調査（利用状況調査）を行う。【隔年実施】

## （３）都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業・成年後見制度担当部・課・所長会議や専門員に対する研修の開催

### ① 都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業・成年後見制度担当部・課・所長会議

- 日常生活自立支援事業および成年後見制度利用促進、民法（成年後見制度）改正、社会福祉法改正による新たな第二種社会福祉事業の検討等に関して、制度動向や課題の共有、今後の取り組み等にかかる協議・意見交換を行う。

### ② 専門員実践力強化研修

- 日常生活自立支援事業の中心的役割を担う専門員を対象に、相談援助や成年後見制度との連携等に必要な知識および技術の習得を目的とした研修会を開催する。

## IV. 地域福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

### 1. 市区町村社協ボランティアセンター強化方策 2023 を活用したボランティア・市民活動の推進

※ 全国ボランティア・市民活動振興センター所管

- 令和５年度に取りまとめた「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2023（以下、強化方策 2023）」について、各種会議やオンラインサロンの開催、ボランティア情報への記事掲載等により普及を図るとともに、強化方策 2023 に掲載したチェックリストを活用しながら、各社協がそれぞれの状況に応じた取り組みを推進する。
- 全国のセンター職員が各地の活動実践を共有し、課題や対応策について協議する場としてオンラインサロンを開催し、強化方策 2023 のチェックリストの活用や、各センターの機能強化に向けた取り組みの強化・拡大を図る。

- 強化方策 2023 の活用について、オンラインサロンの他、各種会議・研修会等での説明や広報誌への記事掲載等により引き続き周知を図る。

## 2. 住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進

- 地域共生社会関連施策や介護予防・日常生活支援総合事業の動向を踏まえつつ、住民の福祉活動、ボランティア・市民活動や生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体）の実施状況を把握し、地域住民、活動者、国や自治体等への働きかけを行う。

### ア) 第 18 回小地域福祉活動・校区サミット

- 第 18 回全国小地域福祉活動・校区サミットを共催し、住民主体の小地域福祉活動の全国的な推進を図る。【みずほ教育福祉財団助成事業】  
期 日・会 場：未定

### イ) 生活支援コーディネーター研究協議会

- 生活支援コーディネーターの情報交換や実践の共有により活動の充実を図ることをねらいとして、生活支援コーディネーター研究協議会を開催する。【みずほ教育福祉財団助成事業】  
期 日：未定  
会 場：オンライン

### ウ) 支え合いを広げる住民主体の生活支援フォーラム

- 住民参加型在宅福祉サービス全国連絡会、食事サービス、移動サービス、宅老所等の全国ネットワーク団体との共催による生活支援フォーラムを開催する。  
期 日：未定  
会 場：オンライン

## 3. 地域福祉コーディネーター・リーダー研修の開催

- 個別支援と地域づくりの一体的展開に向けた社協職員育成のため、「地域福祉コーディネーター・リーダー研修」を実施する。  
期 日：未定  
会 場：全社協・会議室ほか

## 4. 共同募金運動の推進

### (1) 中央共同募金会と連携した共同募金運動の推進

- 中央共同募金会と連携し、市町村共同募金委員会の設置、地域福祉活動計画と連動した共同募金運動の推進を図る。また、歳末たすけあい運動を推進する。

- 中央共同募金会が行う「赤い羽根福祉基金」による事業に協力するとともに、「ふるサポ」の活用を含め、市区町村域におけるテーマ型募金の取り組みを促進する。

## (2) 社協活動と共同募金運動の一体的な取り組みの推進に向けた赤い羽根全国ミーティングの共催

- 赤い羽根全国ミーティングを中央共同募金会と共催により実施し、社協活動と共同募金運動の一体的な取り組みを推進する。

第15回赤い羽根全国ミーティング in あわじ（仮称）

期日：令和8年7月9日（木）～10日（金）

会場（予定）：兵庫県立淡路夢舞台国際会議場

## V. 大規模災害に備える平時からの体制整備の促進と発災時における福祉支援活動の展開

### 1. 大規模災害被災地社協の支援と災害救援体制の構築

#### (1) 生活支援相談活動にかかる情報共有・意見交換を行う会議等の開催

- 「生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」を開催し、大規模災害に伴う社協における生活支援相談活動の状況や課題を把握するとともに、継続的な展開等について研究協議を行う。

期 日：令和9年3月

会 場：オンライン

#### (2) 広域的・全国的な支援を要する災害時における被災地社協・災害ボランティアセンター等の支援

- 広域的・全国的な支援を要する災害発生時に、被災地の都道府県社協等を中心に被災地社協の状況や被災者ニーズを把握し、被災地社協等による災害ボランティアセンターの設置や運営等支援を行う。
- 大規模災害が発生した際は、都道府県災害ボランティアセンターと連携・協力し、災害ボランティア活動支援ブロック幹事都道府県・指定都市社協や被災地の都道府県災害ボランティアセンターを支援するとともに、必要に応じて社協職員のブロック派遣等の調整を実施する。

### 2. 福祉救援活動資金援助制度の運営

- 大規模災害発生時、市区町村社協に災害ボランティアセンターが設置された都道府県・指定都市社協に福祉救援活動資金を支給し、被災地支援を行う。

## VI. 地域における福祉教育の推進

※ 全国ボランティア・市民活動振興センター所管

1. 都道府県・指定都市域における福祉教育の推進に向けた研修体系の見直しと教材開発
  - 全国福祉教育推進委員会や都道府県・指定都市社会福祉協議会福祉教育担当者連絡会議の場で、福祉教育推進員を中心とした、都道府県・指定都市域での取り組みの展開を検討する。
  - 令和9年度以降の新たな研修開催に向けて、新規の全国福祉教育推進委員会を設置し、研修体系の見直しと研修プログラム及び教材開発を進める。
2. 都道府県・市町村域における福祉教育実践の推進と体制強化に向けた福祉教育推進員の養成
  - 従来の研修体系における「全国福祉教育推進員研修」を開催する。また、その研修におけるファシリテーター（福祉教育推進員等）を対象とする研修を行う。
3. 福祉教育推進員に対する情報提供やフォローアップ
  - 月刊『ボランティア情報』での福祉教育協同実践の事例連載や、福祉教育推進員向けのオンラインサロン、日本福祉教育・ボランティア学習学会大会前日企画等の開催を通じて、福祉教育推進体制づくりと地域における推進方策や実践等を共有し、福祉教育推進員の取り組みの支援とネットワークづくりを進める。

## VII. その他

### 1. 関係団体との連携

#### (1) 学会運営への協力等

- 日本地域福祉学会、日本福祉教育・ボランティア学習学会の学会事業や運営に協力を行い、研究者や現場実践者との連携を進める。
- 生活困窮者自立支援全国ネットワーク、生活困窮者自立支援全国研究交流大会の運営協力を行い、支援関係者と連携するとともに生活困窮者支援の全国的な推進を図る。

### 2. 都道府県・指定都市社協、市区町村社協との連携による情報収集・発信

#### (1) 「NORMA 社協情報」(年10回※)の発行と事業・活動の推進

#### (2) ホームページ「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」の活用による情報提供

- ホームページのコンテンツの充実を図り、政策動向や実践事例等の情報発信を強化する。

#### (3) メールニュースの活用による迅速な情報提供

#### ① 「全社協・地域福祉部 News File」

- 社協や地域福祉に関連する施策や国の動向、本委員会の事業・活動の課題やテー

マ、委員会での検討状況等などについてわかりやすく情報提供する。

**②メールニュース「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」(原則 週1回)**

- 本委員会や関係団体が実施する各種セミナー等の開催情報、地域福祉の推進に資する書籍等の紹介などについて情報提供を図る。

**3. 参考図書・資料の刊行**

- 社協の活動・事業や組織経営に関し、参考となる図書・資料を刊行する。

**4. 委員会の運営**

**(1) 地域福祉推進委員会の組織強化**

**①地域福祉推進委員会のあり方検討委員会(仮称)における検討**

- 社協の全国ネットワーク強化に向け、「地域福祉推進委員会のあり方検討委員会(仮称)」を設置し、地域福祉推進委員会の組織や事業について検討を行う。

**②地域福祉推進委員会の活動・事業についての周知・広報の強化**

- 各会議資料をホームページに掲載するとともに、NORMA 社協情報等において地域福祉推進委員会の動きについて継続的に掲載する。

**(2) 各種会議の開催**

- ① 総会(令和8年5月、令和9年3月)
- ② 正副委員長会議
- ③ 常任委員会
- ④ 市区町村社協の経営強化検討委員会
- ⑤ 市区町村社協介護サービス経営検討委員会
- ⑥ 今後の権利擁護支援体制のあり方検討委員会
- ⑦ 地域福祉推進委員会のあり方検討委員会(仮称)

**(3) 各種委員会への参画**

- ① 全社協政策委員会
- ② 福祉サービスの質の向上推進委員会